

公 示

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」(平成15年2月28日公示)における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施するので、その実施方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成20年5月13日

関東運輸局長 安原敬裕

記

1. 試験を実施する許可申請事案

- (1) 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をする場合を含む。)の経営許可申請
- (2) 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をする場合を含む。)の事業の譲渡・譲受、合併及び分割(一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。)相続認可申請
- (3) 特定貨物自動車運送事業については、上記に準じる。
但し、特定貨物自動車運送事業の譲渡・譲受、合併及び分割、相続については除く。

2. 法令試験の実施時期

- (1) 法令試験は、毎月1回以上実施する。
- (2) 初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月に実施することとし、法令試験の実施予定日の前までに、実施予定日時及び場所等を記載した書面を郵送等により申請者あて通知する。
- (3) 初回の法令試験を実施した結果、合格基準に達しない場合は、再度の法令試験を実施することとし、この場合は(2)に準じて再度通知する。

3. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人(申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員1名を受験者とする。)であることが確認できる運転免許証、パスポート等を提示すること。

4 . 出題範囲及び設問形式等

(1) 出題の範囲 (以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。)

貨物自動車運送事業法

貨物自動車運送事業法施行規則

貨物自動車運送事業輸送安全規則

貨物自動車運送事業報告規則

自動車事故報告規則

道路運送法

道路運送車両法

道路交通法

労働基準法

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

平成元年 2 月 9 日 労働省告示第 7 号

労働安全衛生法

その他一般及び特定貨物自動車運送事業の遂行に必要となる法令等

(2) 設問方式

× 方式及び語群選択方式とする。

(3) 出題数

3 0 問

(4) 合格基準

出題数の 8 割以上とする。合格基準に達しない場合は、再試験を実施する。

(5) 試験時間

5 0 分とする。

5 . その他

(1) 自動車六法等 (情報通信機器 (パソコン等) を除く。) の持ち込みを可とする。

(2) 試験当日、受験者は筆記用具を持参すること。

附 則

1 . この公示は、平成 2 0 年 7 月 1 日以降に受け付けた申請について適用する。